

新城市移住支援金支給要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、「新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、新城市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛知県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から新城市に移住して就業又は起業等した者に対し、「愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領」（以下、「県実施要領」という。）に基づき市の予算の範囲内において支給する移住支援金について、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2 移住支援金の支給対象となる者は、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)又は(3)の要件を満たす者とする。なお、第3に定める2人以上の世帯向けの移住支援金を申請する場合にあっては、(4)の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ① 平成31年4月1日以降に新城市へ転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、新城市へ転入後3か月以上1年以内であること。
- ③ 移住支援金の申請日から5年以上、継続して新城市内に居住する意思

を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ① 新城市暴力団排除条例（平成 23 年新城市条例第 1 号）及び愛知県暴力団排除条例（平成 22 年愛知県条例第 34 号）（以下これらを「暴力団排除条例」という。）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他愛知県又は新城市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

I 一般の場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 新城市への転入日時点で満 50 歳以下であること。
- (ウ) 就業先が、愛知県又はその他の都道府県がマッチング支援事業において求職者向けに開設するインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している求人であること。
- (エ) 移住支援金の支給を希望する者（以下「申請者」という。）にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (オ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて県実施要領第 5 の 2 (1) ① に示す対象法人等又は愛知県以外の都道府県が運営するマッチングサイトにおいて移住支援金対象としている法人等に就業し、申請時において当該法人等に連続して 3 か月以上在職していること。
- (カ) 求人への応募日が、マッチングサイトに (ウ) の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (キ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (ク) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

II 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、新城市に転入した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 か月以上在職していること。

- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

新城市に転入し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (ウ) 所属先企業等において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者として就業していること。

(4) 起業に関する要件

愛知県が実施する「あいちスタートアップ創業支援事業」（以下「創業支援事業」という。）における「起業支援金」の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの移住支援金を申請する場合に限る）

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以後に新城市へ転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において新城市へ転入後3か月以上1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(支給額)

第3 移住支援金の支給額は、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

(支給の申請)

第4 申請者は、県実施要領第5の1(2)①に定める愛知県移住支援金支給申請書(様式1)、本人確認書類及び第2に掲げる要件を満たすことを証する書類を、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに規定する期間内に市長に提出するものとする。なお、移住就業者及びテレワーカーは、就業先の就業証明書(様式2-1又は2-2)を併せて提出すること。

(ア) 移住就業者

第2(2)の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後3か月以上1年以内であり、かつ、就業先の法人等に連続して3か月以上在職していること。

(イ) テレワーカー

第2(3)の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 移住起業者

第2(4)の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後3か月以上1年以内であり、かつ、次の①又は②のいずれかに規定する要件を満たしていること。

① 起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内であること。

② 転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以後であること。

(支給の決定)

第5 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金の支給又は不支給の決定を行うとともに、決定した内容を県実施要領第5の1(2)②に定める愛知県移住支援金支給決定通知書(様式3-1)又は愛知県移住支援金不支給決定通知書(様式3-2)により申請者に通知するものとする。

(支給の請求)

第6 前項の規定による通知を受けた申請者は、市長が指定する日までに県実施要領第5の1(2)③に定める愛知県移住支援金請求書(様式4)を市長に提出するものとする。

(支給)

第7 市長は、前項の請求書を受理したときは、移住支援金を申請者の指定する金融機関へ口座振込の方法により支給する。

(申請の撤回)

第8 申請者は、申請書が受理された後に申請を撤回するときは、遅滞なく、県実施要領第5の1(2)⑦に定める愛知県移住支援金支給申請撤回届出書(様式5)を市長に提出するものとする。

(支給決定通知書の再交付申請)

第9 申請者は、移住支援金の支給決定を受けた後、紛失等の理由により支給決定通知書の再交付を必要とするときは、県実施要領第5の1(2)⑧に定める愛知県移住支援金支給決定通知書再交付申請書(様式3-3)を市長に提出するものとする。

(支給決定通知書の再交付決定)

第10 市長は、前項の規定による申請があつたときは、県実施要領第5の1(2)⑧に定める愛知県移住支援金支給決定通知書【再交付】(様式3-4)により申請者に交付するものとする。

(住居等の変更に係る申請者による届出)

第11 申請者は、移住支援金を申請した日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点において、第4に規定する愛知県移住支援金支給申請書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに県実施要領第5の1(3)①に定める愛知県移住支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】(様式6-1)により市長に届け出るものとする。なお、愛知県移住支援金支給申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更になることが分かったときは、遅滞なく届け出るものとする。

(住居等の変更に係る法人等による届出)

第12 第2(2)に基づく受給者が就業する法人等は、移住支援金を申請した日から起算して1年を経過した時点において、第4に規定する就業証明書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに県実施要領第5の1(3)②に定める愛知県移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】(様式6-2)により市長に届け出るものとする。なお、就業証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、遅滞なく届け出るものとする。

(移住支援金の返還)

第13 市長は、受給者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合、移住支援金の全額または半額の返還を請求することができるものとする。この場合市長は、県実施要領第5の1(4)に定める愛知県移住支援金返還通知書(様式7)により当該受給者に通知するものとする。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に新城市から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合(第2(2)に基づく受給者のみ)

(エ) 創業支援事業における「起業支援金」の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に新城市から転出した場合

(移住支援金の返還免除)

第14 受給者は、前項に規定する返還要件に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、県要領第5の1(5)①に定める愛知県移住支援金返還免除申請書(様式8)及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとし、第11に規定する届出書と併せて市長に申請書等を提出するものとする。この場合市長は、返還要件に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められるときは、愛知県の同意を得た上で、移住支援金の返還を免除できるものとし、愛知県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を県実施要領第5の1(5)④に定める愛知県移住支援金返還免除承認通知書(様式11-1)又は愛知県移住支援金返還免除不承認通知書(様式11-2)により当該申請者に通知するものとする。

(雑則)

第15 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の支給に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2(1)(ア)の規定は、令和2年4月1日以降の転入者について適用し、令和2年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。ただし、令和3年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。ただし、令和4年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。